

第9章 障害児福祉サービス（障害児福祉計画）

この項では、児童福祉法第33条の20に規定する障害児福祉計画について、国が示す基本指針に基づき、第1期計画として次のとおり数値目標及びサービスの見込量を定めます。

- 平成32年度を目標年度とした数値目標
- 計画期間中の各年度（平成30年度から平成32年度まで）におけるサービスの見込量及び見込量を確保するための方策

なお、第1期計画期間中（平成30年度から平成32年度まで）に、関係する法の改正等があった場合には、本計画の見直しを行います

（※）本章では、主に児童福祉法に基づく障害児通所支援及び障害児相談支援に関する目標値または見込量等を掲載しています。

障害児でも利用できる「短期入所」などの障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に規定される障害福祉サービスや、「日中一時支援」「移動支援」等の地域生活支援事業については、該当ページをご覧ください。

1 平成32年度における目標値

国の基本指針に即し、「障害児支援の提供体制の整備等」について、平成32年度における数値目標を設定します。

(1) 障害児支援の提供体制の整備

① 障害児支援の提供体制

- 障害児支援を行うに当たって、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、地域支援体制を整備していきます。
- 障害児に対する重層的な支援を実施するため、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築を図ります。
- 障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育・教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にもかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。
- 重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、支援体制の充実を図ります。

【現状と課題】

長岡市では、既に児童発達支援センターが中核となって地域支援体制を整えています。が、障害の重度化・重複化や多様化に対応するため、各事業所における支援内容の充実や、専門的機能の強化に努める必要があります。

【第1期計画の数値目標】

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	3か所	平成32年度末時点の事業所数 (※) すでに必要な量は整備済です。
保育所等訪問支援の提供体制	1か所	
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの確保	各1か所	

【目標達成のための基本的方向】

- すでに必要なサービス量を提供する体制を整備しています。

② 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療技術の進歩等を背景として、NICU 等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が全国的にも増加している中で、平成28年6月の児童福祉法改正により、このような医療的ケア児への支援の充実と関係機関の連携の推進を図るよう努めることとされています。

医療的ケア児がその心身の状況に応じて、適切な保健・医療・障害福祉・保育・教育などの関連分野の各支援を受けられるよう、関係機関との連絡調整を行うための体制整備を図るよう努めていく必要があります。

【現状と課題】

現在では、医療、障害福祉、母子保健、保育、教育等の各機関における連携は一部にとどまっており、関係機関同士で情報共有し、緊密に連携していくための仕組み作りが必要です。

【第1期計画の数値目標】

項目	協議の場の有無	考え方
関係機関での協議の場の設置	有	平成30年度末時点の設置の有無

【目標達成のための基本的方向】

平成30年度中に医療、障害福祉、母子保健、保育、教育等の関係部署及び民間の関係機関が参加する協議の場を設け、各機関での支援の現状やニーズに関する情報共有を行うとともに、今後の連携の在り方について協議していきます。

2 サービスの種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量確保のための方策

平成32年度の数値目標を達成するため、第3期計画の進捗状況を勘案し、平成30年度から平成32年度の各年度における指定障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとに必要なサービス量を見込み、その見込量確保のための方策を定め、計画的に取り組みます。

※ なお、「これまでの取組状況」における平成29年度の実績は、現段階での見込みとなります。

○ サービス見込量について

・各サービスの見込量については、次ページ以降に、サービスごとに記載してあります。

○ サービス見込量の単位について

・「障害福祉サービス」については、原則1か月あたりの延べ量及び実利用人数を見込みます。

※ 単位が、「人日分」の場合は、1か月あたりの延べ量です。

単位が、「人分」の場合は、実人数です。

「人日分」は、「月間の利用人数×1人1か月あたりの平均利用日数」です。

⑤ (1) 障害児支援

平成 24 年の制度改正により、身近な地域で支援が受けられるよう障害児支援が強化されました。入所支援は県が、通所支援は市町村がそれぞれ実施することとなり、通所支援には「児童発達支援」に加え「放課後等デイサービス」と「保育所等訪問支援」が新たに創設されました。さらに平成 28 年の制度改正により「居宅訪問型児童発達支援」が創設されています。新改正後の制度の方針に基づき、地域の実情に応じた支援体制の整備に努めます。

対象者は、身体、知的または精神に障害のある子ども（発達障害のある子どもを含む）などで、手帳の有無は問いません。

① 児童発達支援

○ サービス内容

日常生活における基本的な動作及び知識技能を習得し、また集団生活に適應できるよう指導・訓練を行います。

特に「児童発達支援センター」では、地域の中核的な療育支援施設として、障害児相談支援や保育所等訪問支援等も実施します。

なお、児童発達支援には、医療機能を併せ持つ医療型児童発達支援もあります。

○ これまでの取組状況

(1 か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

児童発達支援	単 位	24 年度	25 年度	26 年度	27 年 度	28 年 度	29 年 度
利用件数（実績）	人日分	627 (0)	670 (4)	685 (6)	485 (0)	545 (0)	679 (0)
	人 分	131 (0)	150 (1)	153 (1)	57 (0)	72 (0)	93 (0)
箇所数（実績） (児童発達支援センター)	箇所	2	2	2	3	3	3

(※) 括弧内は医療型児童発達支援分の再掲です。

(※) 平成 27 年度における利用件数の減少は、長岡市「こども発達相談室」が児童発達支援事業所から市単独の相談機関に移行したことによるものです。

○ 現状と課題

対象の児童は利用を希望する児童の低年齢化・多様化等により概ね増加傾向にあります。利用者が必要とするサービスを適切に提供できる体制づくりが必要です。

○ サービス見込量

(1 か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

児童発達支援	単 位	30 年度	31 年度	32 年度
利用件数	人日分	665 (0)	745 (0)	800 (0)
	人 分	104 (0)	122 (0)	136 (0)
箇所数 (児童発達支援センター)	箇所	3	3	3

(※) 括弧内は医療型児童発達支援分の再掲です。

○ 見込量確保のための方策

必要な量に応じたサービスを提供するため、社会福祉法人や NPO 法人等と連携しながら、新規事業者の参入を促します。

4② 放課後等デイサービス

○ サービス内容

放課後や休業日・長期休暇中において、生活能力の向上や集団生活への適応のための訓練を行うとともに、社会との交流を促進するための支援や放課後の居場所を提供します。

○ これまでの取組状況

(1 か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

放課後等 デイサービス	単 位	24 年度	25 年度	26 年度	27 年 度	28 年 度	29 年 度
利用件数 (実績)	人日分	136	360	521	940	1,196	1,457
	人 分	19	44	65	114	235	292

○ 現状と課題

利用希望者は増加傾向にあり、今後も利用量・利用人数の増加が見込まれるため、必要な量に応じたサービス提供基盤の整備が必要となります。

○ サービス見込量

(1 か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

放課後等デイサービス	単 位	30 年度	31 年度	32 年度
利用件数	人日分	1,962	2,422	2,712
	人 分	254	306	337

○ 見込量確保のための方策

必要な量に応じたサービスを提供するため、社会福祉法人や NPO 法人等と連携しながら、新規事業者の参入を促します。

③ 保育所等訪問支援

○ サービス内容

保育園等を訪問し、対象の児童に対して集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

○ これまでの取組状況

(1 か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

保育所等訪問支援	単 位	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
利用件数 (実績)	人日分	—	—	—	3	1	5
	人 分	—	—	—	3	1	5

○ 現状と課題

保育園等に通う発達に不安のある子どもについて、集団生活への適応訓練などより専門性のある支援が求められています。

○ サービス見込量

(1 か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

保育所等訪問支援	単 位	30 年度	31 年度	32 年度
利用件数	人日分	6	8	10
	人 分	6	8	10

○ 見込量確保のための方策

平成 27 年度から、地域の中核である児童発達支援センターを中心にサービスを提供します。

④ 居宅訪問型児童発達支援

○ サービス内容

重症心身障害児などの重度の障害児であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

○ 現状と課題

重度の障害等により外出が困難なため、必要な発達支援を受けることができない場合もあり、訪問教育や訪問診療等と同様な居宅訪問型の発達支援のサービス提供基盤の整備が必要となります。

○ サービス見込量

(1 か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

保育所等訪問支援	単 位	30 年度	31 年度	32 年度
利用件数	人日分	4	8	12
	人 分	1	2	3

○ 見込量確保のための方策

平成 30 年度から、地域の中核となる児童発達支援センターを中心にサービス提供体制を整備します。

⑤ 障害児相談支援

○ サービス内容

障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する子どもが、サービスを適切に利用することができるように、指定障害児相談支援事業所が計画的なプログラム（障害児支援利用計画）を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行うとともに、サービス提供事業所と連絡調整を行います。

○ これまでの取組状況

(1 か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

障害児 相談支援	24 年度	25 年度	26 年度	27 年 度	28 年 度	29 年 度
利用件数 (実績)	—	14	130	174	235	292

○ 現状と課題

平成 24 年の制度開始当初 4 か所事業所だった指定障害児相談支援事業所も 8 か所事業所（1 事業所は分室扱い）に増え、サービス提供体制が整備されたことにより、着実に支給決定が増加するとともに制度自体も利用者に浸透してきていますの整備が進んでいます。

今後も障害児通所支援事業利用者の増加が見込まれるため、サービス提供基盤の整

備が引き続き必要となります。また今後は、障害児通所支援利用者すべてに障害児相談支援を支給決定する「量的整備」に加え、“適切な相談支援”を実現するための「質的整備」も必要となるため、障害児相談支援のサービス提供基盤の整備が引き続き必要となります。

○ サービス見込量

(1 か月あたりの利用人数)

(単位：人分)

障害児相談支援	30年度	31年度	32年度
利用件数	365	438	486

○ 見込量確保のための方策

必要なサービス見込量の確保が図られるよう、既存の関係事業者と連携しながらサービス提供基盤の整備に努めるとともにサービス提供基盤の整備を図るために、障害児相談支援の支給決定者に対する訪問頻度（モニタリング期間等）の見直し等“適切な相談支援”について検討します。また、“適切な相談支援”を実現するために必要な相談支援専門員の人員確保・人員育成に係る支援に努めながら、新規事業者の参入を促します。

⑥ 医療的ケア児等コーディネーターの配置

医療的ケア児に対する支援の充実のため、医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関同士の連絡調整を図ることを目的とした医療的ケア児等コーディネーターを配置します。

○ 現状と課題

医療的ケア児に対する支援が求められる中で、各機関における個別の相談対応だけでなく、医療的ケア児等の支援に関する総合調整の役割を担うコーディネーターの設置が必要となっています。

○ 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数

内容	単位	30年度	31年度	32年度
配置人数	人	—	1	1

○ 見込量確保のための方策

平成30年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置を進め、既存の関係機関の協力を得ながら医療的ケア児等の支援に関するキーパーソンの育成に努めます。

3 関係機関との連携

障害児通所支援の体制整備にあたっては、障害児のライフステージに沿って、地域の母子保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援の提供体制の整備が必要となります。

長岡市では、「障害児福祉計画」と「子ども・子育て支援事業計画」の整合性を図る中で、保育園・幼稚園・認定こども園等の子育て支援施策や、母子保健施策、学校等の教育施策との緊密な連携を図っておりますが、今後も就園・就学時や卒業時などに支援が円滑に引き継がれるよう、各分野の関係機関とのさらなる連携体制の充実を図っていきます。